# 令和５（2023）年度税制改正について

## －税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－

2022年12月

金　融　庁

# １．「資産所得倍増プラン」関連要望

# ◆ NISAの抜本的拡充・恒久化〔金融庁〕

**第一　令和5年度税制改正の基本的考え方等**

令和5年度税制改正においては、これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すとのメッセージを税制において具現化した。

まず、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、**NISAの抜本的拡充・恒久化**を行う。

**1．成長と分配の好循環の実現**

**（1）NISAの抜本的拡充・恒久化**

**「資産所得倍増プラン」の実現に向け**、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる**環境を整備することが極めて重要**である。このような観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

**【新しいNISA制度のイメージ】**　（2024年1月から適用）

| | 年間<br>投資枠 | 非課税<br>保有期間 | 非課税保有<br>限度額 | 口座<br>開設期間 | 投資対象 | 対象者 | 現行制度<br>との関係 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| つみたて<br>投資枠<br>併用可 | 120万円 | 無期限化 | 1,800万円<br>（うち成長投資枠の限度額は1,200万円） | 恒久化 | 現行のつみたてNISA対象商品と同様 | 18歳<br>以上 | 2023年末までに現行NISA制度で投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 |
| 成長投資枠 | 240万円 | | | | 上場株式<br>・投資信託等※ | | |

※①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外

# NISAの抜本的拡充・恒久化のイメージ

（2024年1月から適用）

| | つみたて投資枠 | 併用可 | 成長投資枠 |
|---|---|---|---|
| 年間投資枠 | 120万円 | | 240万円 |
| 非課税保有期間（注1） | 無期限化 | | 無期限化 |
| 非課税保有限度額（総枠）（注2） | 1,800万円<br>※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能） | | |
| | | | 1,200万円（内数） |
| 口座開設期間 | 恒久化 | | 恒久化 |
| 投資対象商品 | 積立・分散投資に適した一定の投資信託<br>〔現行のつみたてNISA対象商品と同様〕 | | 上場株式・投資信託等（注3）<br>（①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外） |
| 対象年齢 | 18歳以上 | | 18歳以上 |
| 現行制度との関係 | 2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用<br>※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可 | | |

（注1）非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
（注2）利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
（注3）金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
（注4）2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

# 【参考】現行NISA制度の概要

| | つみたてNISA（2018年創設） | 選択制 | 一般NISA（2014年創設） | ジュニアNISA（2016年創設） |
|---|---|---|---|---|
| 年間投資枠 | 40万円 | | 120万円 | 80万円 |
| 非課税保有期間 | 20年間 | | 5年間 | 5年間※1 |
| 非課税保有限度額 | 800万円 | | 600万円 | 400万円 |
| 口座開設期間 | 2042年まで | | 2028年まで | 2023年まで |
| 投資対象商品 | 長期の積立・分散投資に適した株式投信 | | 上場株式、ETF、REIT、株式投信 | 上場株式、ETF、REIT、株式投信 |
| 対象年齢 | 20歳※2以上 | | 20歳※2以上 | 20歳※2未満 |
| 口座数（2022.6末） | 639万口座 | | 1,065万口座 | 87万口座 |
| 残高（2021.12末） | 1.7兆円 | | 10.1兆円 | 0.5兆円 |

※1 ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり
※2 2023年以降は18歳

# ◆ 国民の安定的な資産形成促進に向けた所要の措置〔金融庁〕

**【現状及び問題点】**

○ 高齢社会対策大綱（2018年2月閣議決定）において、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進することが盛り込まれたところ。

○ また、総合経済対策（2022年10月閣議決定）においても、国全体としての推進体制を整備し、安定的な資産形成を国家戦略として推進することが盛り込まれた。

○ こうした方針を踏まえ、**企業による従業員の資産形成に関する取組みの後押し**を含め、国民の安定的な資産形成を促進していくことが重要。

**【大綱の概要】**

○ 法人が使用人に対して支給する**つみたてNISA奨励金**で所得税法の給与等に該当するものは給与等の支給額が増加した場合の**税額控除制度の対象**となる給与等に該当することを**明確化**する。

○ 法改正を前提に、新たに設立される**金融経済教育推進機構（仮称）**に対する法人税・事業税等の非課税措置など**税制上の所要の措置**を講ずる。

**※ 資産所得倍増プラン**（2022年11月28日 新しい資本主義実現会議決定）（抄）

＜企業による資産形成の支援強化＞
○従業員が職場つみたてNISA や従業員持株会に投資する際の企業の奨励金について、課税に関する取扱いを検討する。
○また、企業における雇用者の資産形成の支援のための取組は、人的資本の戦略上も重要である。その一方で、中小企業においては雇用者の資産形成支援の取組が十分には進んでおらず、中小企業も含めた幅広い支援を行っていくことが求められる。そこで、中小企業において職場つみたてNISA や企業型確定拠出年金、iDeCo が広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。

＜安定的な資産形成の重要性の浸透＞
○そこで、中立的なアドバイザーの認定に関する事業と併せ、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、既述のとおり、新たに令和6年中に金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。

# ◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

**【現状及び問題点】**

○ 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年１月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。

○ しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。

○ 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

**【大綱の概要（検討事項）】**

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関する**これまでの検討の成果を踏まえ**、**総合的に検討**する。

【金融商品に係る課税方式】

| | インカムゲイン | キャピタルゲイン／ロス |
|---|---|---|
| 上場株式・公募株式投信 | **申告分離** | **申告分離** |
| 特定公社債・公募公社債投信 | 2016年１月～<br>源泉分離→**申告分離** | 2016年１月～<br>非課税→**申告分離** |
| デリバティブ取引 | **申告分離** | |
| 預貯金等 | **源泉分離** | ― |

← 現在、損益通算が認められている範囲

# ２．クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備

# ◆ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化〔金融庁主担、財務省が共同要望〕

**【現状及び問題点】**

○ **クロスボーダーの債券現先取引**（レポ取引）については、本邦金融機関等の重要な資金調達手段（特に、外債レポによる外貨調達）として活用されているところ。

○ 外国金融機関等・海外ファンドが本邦金融機関等から受取るレポ差額は、非課税とされている（レポ特例）。ただし、この非課税措置については、外国金融機関等に関するものが恒久措置である一方、**海外ファンドに関するものが時限措置**（2023年３月31日まで）とされている。

※海外ファンドに関しては、平成29（2017）年度税制改正で非課税措置（時限）が導入された。

○ このため、本邦金融機関等にとって、継続的な取引ができるか懸念があり、資金調達が制限されているとの指摘がある。

**【大綱の概要】**

海外ファンドが本邦金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の**非課税措置の適用期限**を**３年延長**する。

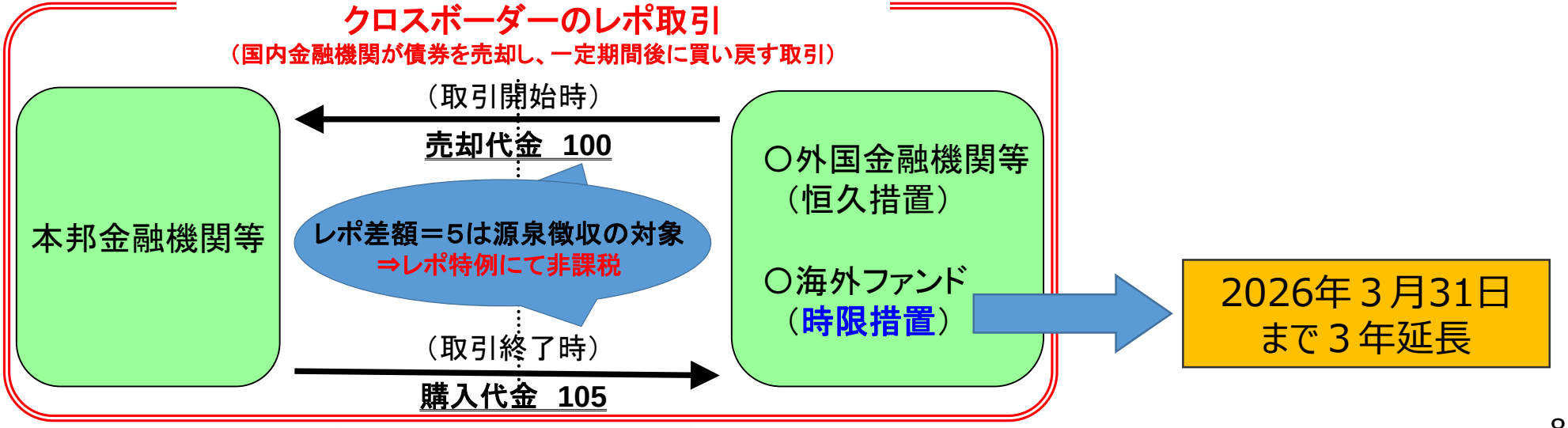


※ファンドとの直接取引での資金調達は、海外（主に欧州）では一般的である。

# 3. 保険等

# ◆ 生命保険料控除制度の拡充〔金融庁〕

**【現状及び問題点】**

○ 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払保険料の中から、一定額の所得控除が可能。

○ 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、自身や家族のために病気や死亡等のリスクに備えることの重要性が再認識された。

○ こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

**【大綱の概要 】**

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

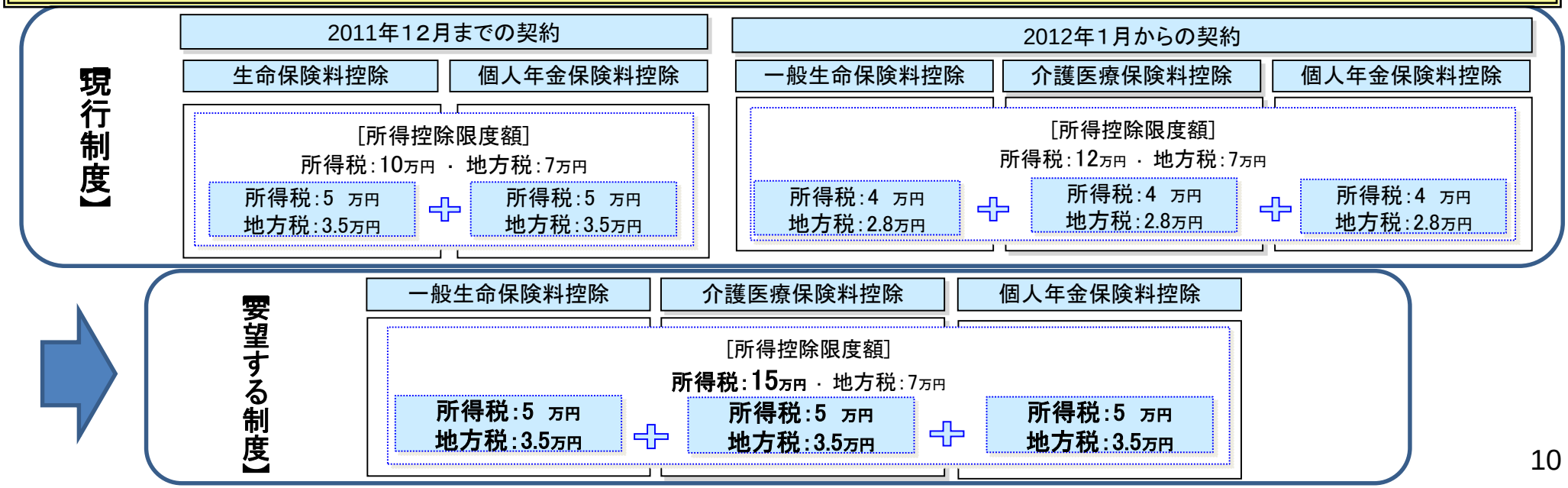

# ◆企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

〔厚生労働省主担、金融庁・財務省ほか4省庁が共同要望〕

**【現状及び問題点】**

○ 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される**法人税（1．173%）**。

（注）特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までに課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方に基づき、1962年に導入。

○ 特別法人税については、超低金利の状況等を踏まえ、**1999年度から凍結**されているが、2023年３月末でその凍結措置が**期限切れ**。

**【大綱の概要】**

退職年金等積立金に対する法人税の課税の**停止措置の適用期限**を**3年延長**する。

**【主要国の企業年金税制の概要】**

| | 日本 | アメリカ | イギリス | ドイツ | フランス |
|---|---|---|---|---|---|
| 拠出時<br>（事業主拠出分） | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| 運用時 | 課税<br>（特別法人税）<br>（※）2026年3月末まで課税停止 | 非課税 | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| 給付時 | 課税 | 課税 | 課税 | 課税<br>（収益部分のみ） | 課税 |

# ４. 暗号資産

# ◆ 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し〔金融庁主担、経済産業省が共同要望〕

**【現状及び問題点】**

○ 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）については、税務上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）は、課税の対象とされている。

○ こうした取扱いは、キャッシュフローを伴う実現利益がない（＝担税力がない）中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害する要因として指摘されている。

**【大綱の概要】**

法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により**評価損益を計上するものの範囲**から、**次の要件に該当する暗号資産を除外**する。

イ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。

ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。

（イ）他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。

（ロ）一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。

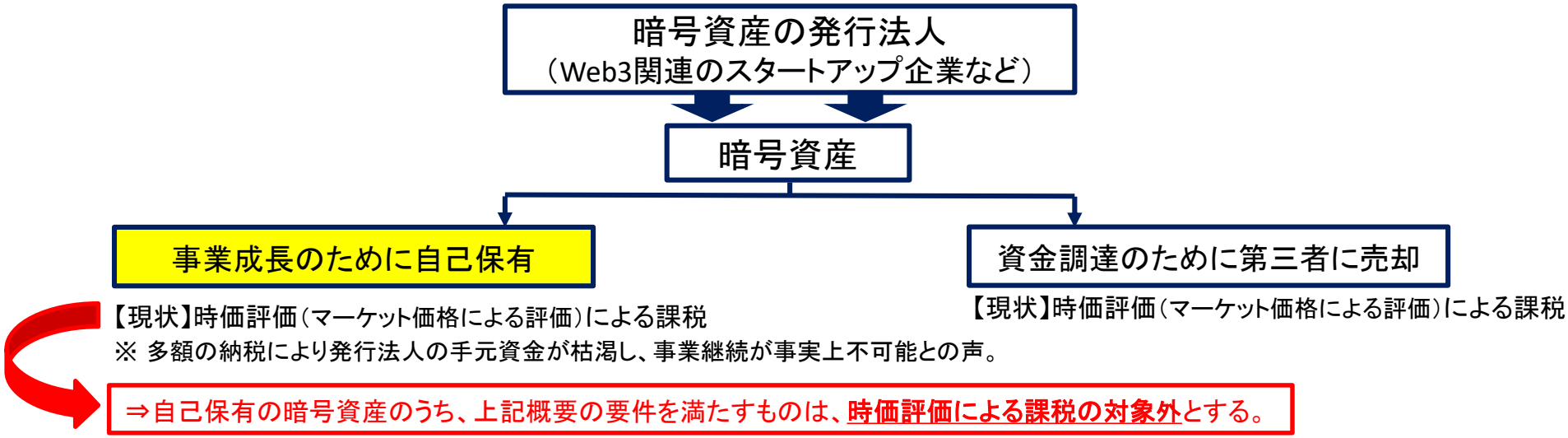

# ５．贈与税

# ◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し〔文部科学省主担、金融庁が共同要望〕

## 【現状及び問題点】

○ 祖父母（贈与者）が子・孫（受贈者。30歳未満に限る。）の口座等を開設し、教育資金管理契約に基づき贈与した場合、贈与時には**1,500万円**までは贈与税が非課税となる。契約終了時に贈与税の精算が行われ、残高及び教育資金以外の支払分は、贈与税が課税される。

○ 本制度は、贈与された資金が長期に金融機関に預け入れられるため、一部を投資商品で運用することにより、その果実を教育関連団体等への寄附（第三者への教育支援）につなげることも期待されているところ。

○ しかしながら、現行、投資商品での**運用損失**や教育関連団体等への寄附等については、教育資金以外の支払分とされ、贈与税が課税されてしまうため、贈与された資金が十分に活用されていない現状。

## 【大綱の概要】

2023年3月末までの時限措置とされている本特例を、**2026年3月末まで3年延長**する。

その際、①契約終了時の残高に贈与税が課される際の**税率を贈与税の一般税率**とする、②契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計が**5億円を超える場合**には、受贈者の年齢等に関わらず、**残高を相続財産に加算**する、など一定の見直しを行う。

## 【制度の概要】

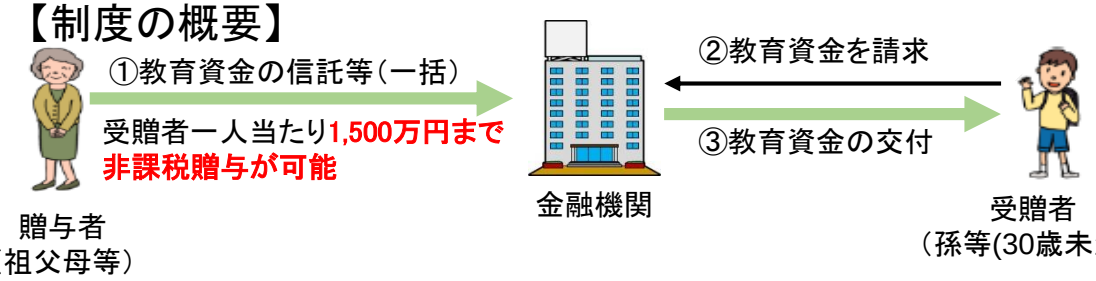


※ 教育資金以外に使用した分や使い残し分については、信託等の終了時に贈与税が課税。

2026年３月31日まで３年延長

＜一般税率と特例税率の比較＞

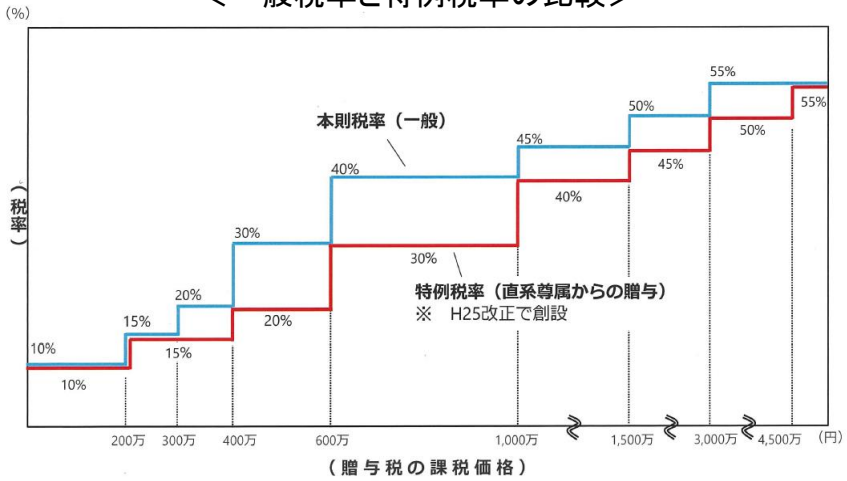

# ◆ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長〔内閣府主担、金融庁が共同要望〕

**【現状及び問題点】**

○ 世代間の資産移転を後押ししつつ、贈与された資金により若年層の結婚・妊娠・出産・育児を支援するとともに、消費の活性化を図る仕組みとして、結婚・子育て資金一括贈与の特例を2015年４月より導入。本特例は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。

○ 他方、依然として個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重している中、経済的要因から結婚や出産に踏み切れない若年層が多く存在し、**特例の継続**を求める声が多い。

**【大綱の概要】**

2023年3月末までの時限措置とされている本特例を、**2025年３月末まで2年延長**する。

その際、契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率を**贈与税の一般税率とする見直し**を行う。

**【制度の概要】**

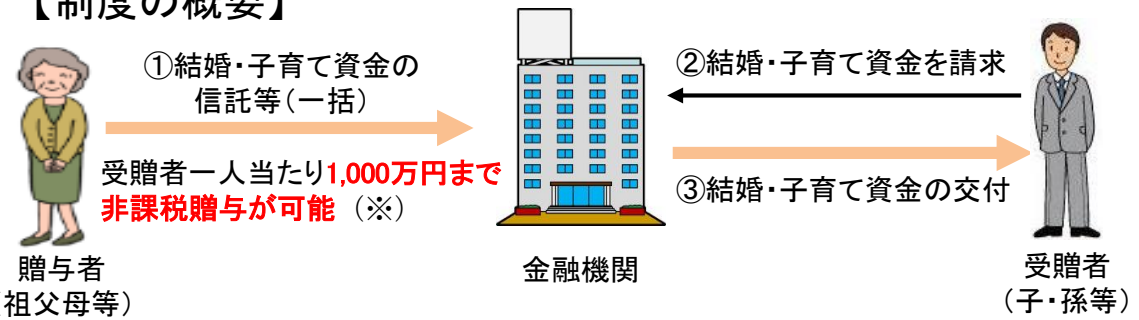


※ 結婚・子育て資金以外に使用した分や使い残し分については、信託等の終了時に贈与税が課税

＜一般税率と特例税率の比較＞

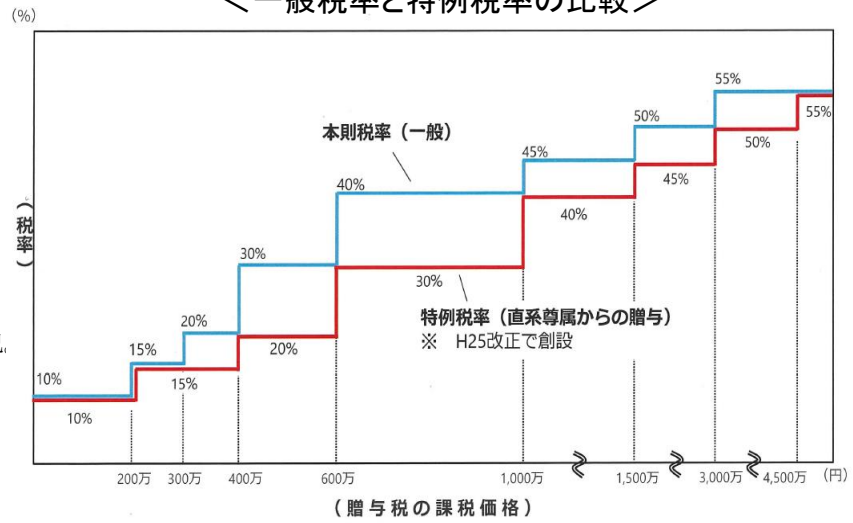


2025年３月31日まで２年延長

# ６．その他の要望項目

# ◆投資法人（インフラファンド）に係る税制優遇措置の延長〔金融庁〕

**【現状及び問題点】**

○ インフラファンドについては、以下の条件を満たす場合に限り、法人の所得金額の計算上、分配金を損金算入できることとされている（ペイスルー課税）。

① 2023年３月31日までに再生可能エネルギー発電設備（再エネ設備）を取得し、賃貸の用に供すること

② 再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から20年を経過した日までの間に終了する事業年度であること

③ 再エネ設備の取得時において、上場投資法人又は設立時公募により投資口を１億円以上募集した投資法人であること

○ 直近では2020年２月に新規上場があり、現在５銘柄（時価総額約1,301億円、2022年９月末時点）が上場。同月現在、各ファンドの資産規模合計は約2,237億円であり、直近３年間で再エネ設備の資産が約1,423億円増加。

○ 一方、上記取得期限により本件税制優遇措置が日切れとなれば、新規上場ファンドは組成されず、成熟した市場※への成長は困難となる。これにより、投資家の市場に対する期待が収縮し、既存の上場ファンドについても新規の資金調達・設備の取得が難しくなり、上場インフラファンド市場の存続が困難となるおそれがある。同市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、民間投資の積極的な後押しが引き続き必要。

※ 一定以上の時価総額かつ多様な銘柄で構成され、機関投資家を含む多様かつ厚みのある投資家層が投資する市場。

（注）これまで、平成26（2014）年度（創設）、平成28（2016）年度（拡充）及び平成29（2017）年度・令和２（2020）年度（延長）に税制改正。

**【大綱の概要】**

**インフラファンドの税制優遇に係る時限措置について、期限を3年延長する**（再エネ設備を2026年３月31日までに取得すること）。

※ 設立に際して公募により発行した投資口の発行価額の総額が１億円以上であることとの要件は除外。

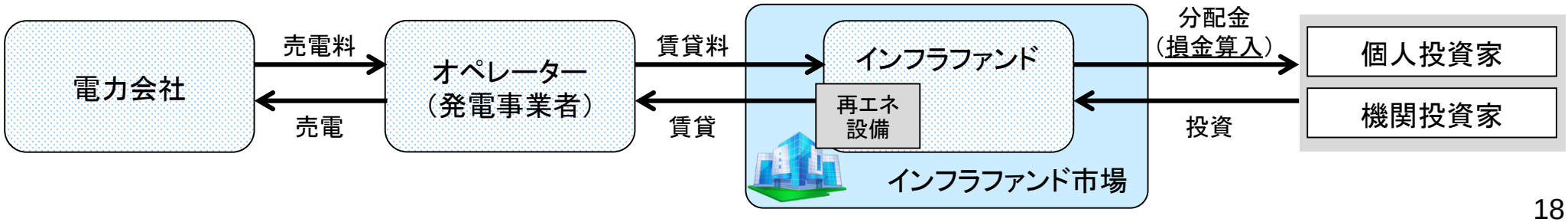

# ◆ 上場株式等の相続税に係る見直し〔金融庁〕

## 【現状及び問題点】

○ 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価(※)で評価される。

(※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。

○ 他方、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きいことから、相続後の株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられる。このため、上場株式等に係る相続税の評価方法については、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がある。

○ また、上場株式等による物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、一部の利用に限られている。

## 【要望事項】

国民の資産形成において、税制が資産選択に歪みを与えることが無いよう、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。また、物納の場合の手続についても、要件の見直しを行うこと。

**【要望結果】 相続税評価方法等の見直しは、×(措置不可)。物納手続の要件の見直しは、△(長期検討)。**

### 他の資産の評価方法との比較

| | | |
|---|---|---|
| 株券 上場株式 | 時価(取引所終値)(毎日算定) | 時価(※1)の100% |
| 土地 | 路線価(1月1日) | 公示地価(時価)の80%程度(※2) |
| 建物 | 固定資産税評価額(3年毎に算定) | 建築費(取得費)の50～70%(※2) |

(※1) 死亡日の株価(又は当月・前月・前々月の平均株価)

(※2) 土地や建物については、実際の取引価格にばらつきがあることや路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

### 物納に充てることのできる財産の種類と順位

| | |
|---|---|
| 第1順位 | ①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等 |
| | ②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの |
| 第2順位 | ③非上場株式等 |
| | ④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの |
| 第3順位 | ⑤動産 |

(注)ただし、延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内で物納可能との要件がある。